

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 885-0340
(内) 113・132

「介護保険負担限度額認定証」の申請手続きについて

～特定入所者介護(予防)サービス費の給付要件・多床室の居住費が変わります～

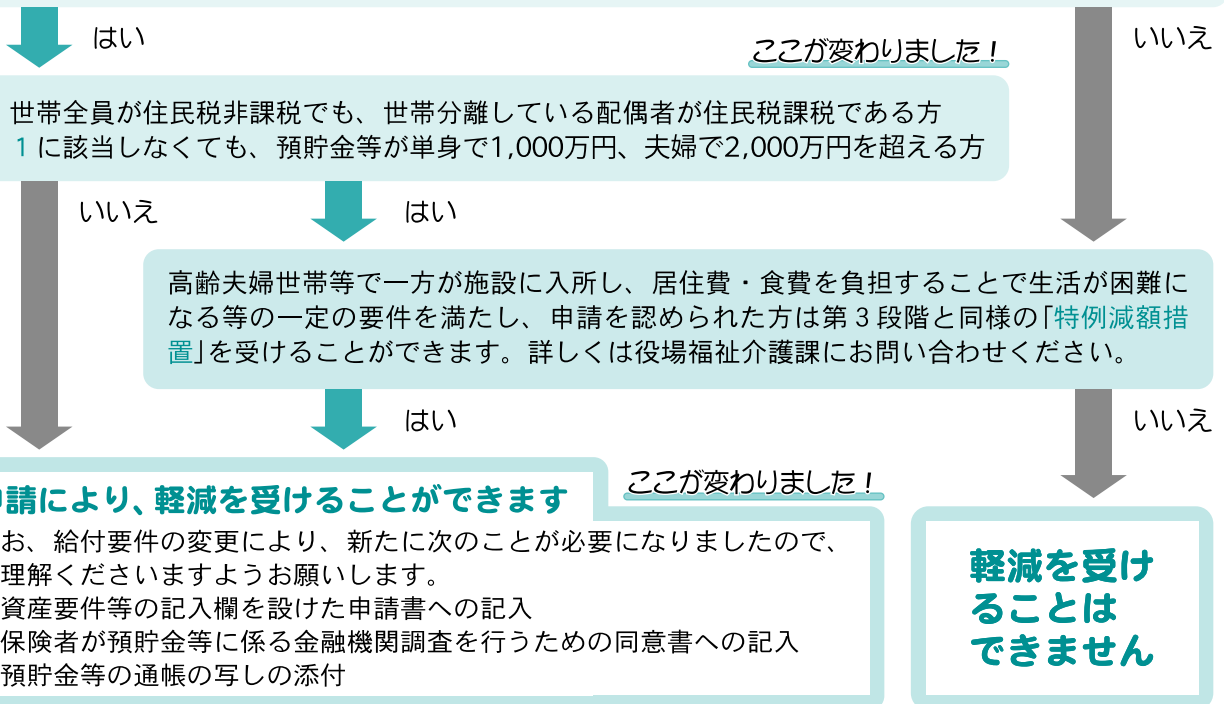
介護保険の施設サービスや、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、負担軽減のため自己負担に上限額(自己負担限度額)が設けられています。軽減を受けるには、申請し認定を受ける必要がありますので、下記を参考に役場福祉介護課にてお手続きください。

また、現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付していますが、その有効期間は1年(平成27年6月30日まで)となっています。7月以降も引き続き制度を利用するには新たに申請が必要になりますので、お忘れなく早めの手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。

負担軽減の対象者(利用者負担段階別) *一部内容が変更されました! 要件を確認しましょう。

- ▶ 第1段階…世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方
- ▶ 第2段階…世帯員全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
- ▶ 第3段階…世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方



自己負担限度額(1日あたり)

多床室の居住費が変わりました!

利用者負担段階	食費	居 住 費				
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特 養)	従来型個室 (老健・療養)	多床室
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階または 特例減額措置	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円